

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

◇ 告 示

目 次

保険医療機関の指定

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

昭和五十四年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定

米飯提供者の登録

ふ化業者の登録

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

解除予定の保安林

◇ 公 告

狩猟免許試験の実施
砂利採取業務主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第六百六十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	昭和五十四年七月十六日
加藤 医院	八頭郡用瀬町用瀬三八二	昭和五十四年七月二十六日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	昭和五十四年七月三十一日

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
筒井俊夫	鳥医第二、三七〇号	昭和五十四年七月十六日
清水敦也	鳥歯第三七九号	昭和五十四年七月十七日

鳥取県告示第六百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
近藤秀則	鳥医第二、三七一号	昭和五十四年七月十七日

鳥取県告示第六百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
筒井俊夫	鳥国医第二、三七〇号	昭和五十四年七月十六日
清水敦也	鳥医歯第三七九号	昭和五十四年七月十七日
近藤秀則	鳥国医第二、三七一号	"

鳥取県告示第六百七十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三条第一項の規定に基づき、昭和五十四年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十五年五月三十一日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同条

第四項の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第 四号	五四、五、二	林 恒夫	鷲 峯 荘	気高郡鹿野町今市九八三一二六	同 上
" 五号	五四、六、一	村上さと子	パピヨン	岩美郡福部村細川一六一三	" "
" 六号	" "	芝田 一郎	シバタ湯所ショッピングセンター	鳥取市材木町三八一	" "
" 七号	" "	谷口 武	喫茶ぎんば	気高郡気高町八束水六九一	" "
" 八号	" "	浜本直澄	杏 里	" 勝見六九三二七	" "
" 九号	五四、七、四	山下けえ子	いなば荘	岩美郡岩美町大羽尾一八七	" "
" 一〇号	" "	奥谷義文	おくたに	" 三四七一一	" "
倉振第 四号	五四、六、五	藤田 和実	道 草	倉吉市上古川六五	東伯郡関金町大鳥居一九九 一〇
" 五号	五四、六、一五	西山篤子	ピザハウスサンイタリー	東伯郡羽合町田後二六一一一	倉吉市塚町二丁目
" 六号	五四、六、二五	野田 悟	天ぶらのだ屋	" 東伯町浦安三七四	同 上
" 七号	" "	吉田芳子	中 津 荘	" 三朝町吉田六八〇	東伯郡三朝町中津六四八一
" 八号	" "	林 清勝	湖 畔	" 羽合町上浅津三六一九	同 上
" 九号	五四、七、一〇	山本博美	サンセット	" 三朝町山田七九二	" "
" 一〇号	" "	田村正則	サンルーム	" 北条町米里三〇一	東伯郡大栄町六尾二二四一七
米振第 八号	五四、四、五	宇山喜昌	原徳いちりき	鳥根県安来市赤江町一四四八一	米子市旗ヶ崎四
" 九号	五四、六、八	石上春枝	倭(やまと)	西伯郡西伯町倭二〇五一二	同 上
日振第一〇号	五四、四、九	入江寛一	日野食堂	日野郡日野町根雨三八五一一	日野郡日野町根雨一三九一五
" 一一号	五四、四、一六	二野宮 トラ子	レストにのみや	" 日南町生山四七七	" 上菅一、三二一五

鳥取県告示第六百七十五号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、ふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登録年月日	名称	住 所	名称	所在地
第一号	昭和五十四年八月一日	鳥取県経済農業協同組合連合会	鳥取市末広温泉町七二四番	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取種鶏場	鳥取市賀露町西浜一七六番地
第二号	〃	鳥取養鶏農業協同組合	鳥取市秋里三一五番地	鳥取養鶏農業協同組合 ふ化場	鳥取市秋里三一五番地
第三号	〃	山陰食鶏農業協同組合	西伯郡淀江町大字中間一七番地	山陰食鶏農業協同組合 ふ卵場	西伯郡淀江町大字中間六〇六番地

鳥取県告示第六百七十六号

昭和五十四年六月二日付けで八東町から申請のあつた土地改良（妻鹿野地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十七号

昭和五十四年七月十日付けで日南町から申請のあつた土地改良（菅沢地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十八号

福部村から申請のあつた村営土地改良(福部地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良(下石見地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十号

昭和五十四年五月二十一日付けで三朝町から申請のあつた吉尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和54年8月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し狩猟免許を受けようとする者
- 2 実施日時等

実施日	時 間	試 験 会 場
9月19日	9時30分	鳥取市東町一丁目 鳥取県庁講堂
9月26日	"	米子市桃町 西部総合事務所講堂
9月28日	"	倉吉市鞆城 中部総合事務所大会議室

受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験(鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験(猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- (2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚
- 5 申込期限
昭和54年9月8日

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料2,800円。ただし、受験の日に狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

昭和54年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和54年8月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

田中喜代志 村上 和行 山田登志幸 遠藤 洋 石原 之昌
岡田六千穂